

## IV TOKYO PRO Market に関する Q & A

この Q & A は、当ガイドブックに記載した事項について具体的な観点からの解説を記載したものです。TOKYO PRO Market はプリンシプルベースの考え方に基づき市場を運営することを基本理念としており、ここで解説する Q & A は、1 つの考え方を示すものではありませんが、実務上の対応については、J-Adviser を中心とする関係者に相談の上、対応してください。

### 1 市場制度 関連

**Q 1 :** TOKYO PRO Market は国内の他の金融商品取引市場との重複上場を行うことができますか。

**A 1 :** TOKYO PRO Market はプロ向け市場であることから、一般投資家も参加する国内の他の金融商品取引市場との重複上場を認めた場合、投資者をはじめ市場関係者の実務に混乱をきたす恐れがあることから、TOKYO PRO Market と国内の他の金融商品取引市場への重複上場は認めておりません。

なお、TOKYO PRO Market 上場会社が東証の開設する金融商品取引市場（例：マザーズ、JASDAQ など）に新たに上場申請を行う場合には、東証の取引参加者を主幹事証券会社に指名する必要がありますが、当該主幹事証券会社と担当 J-Adviser は同一とすることも別に指名することもできます。

**Q 2 :** TOKYO PRO Market 上場会社が国内の他の金融商品取引市場へ上場する場合の手続きについて教えてください。

**A 2 :** TOKYO PRO Market は Q 1 に記載のとおり、投資者をはじめ市場関係者の実務に混乱をきたす恐れがあることから、国内の他の金融商品取引市場との重複上場は認めておりません。よって、TOKYO PRO Market 上場会社が国内の他の金融商品取引市場に上場する場合には、TOKYO PRO Market を上場廃止し、他の金融商品取引市場に新たに上場する手続きが必要になります。上場廃止を申請するときは、TOKYO PRO Market の上場廃止を希望する日の 20 営業日前までに所定の「上場廃止申請書」を提出していただきます。上場廃止申請書が受理されると、特例第 143 条第 2 項の定めにより、整理銘柄に指定されます。他の金融商品取引市場へ上場する流れは概ね以下のとおりです。スケジュールや手続きの詳細については、担当 J-Adviser 及び他の金融商品取引市場へ上場する際の主幹事証券会社にご相談ください。

	他の金融商品取引市場への上場手続き	TOKYO PRO Market の上場廃止手続き
①	上場申請（新規上場と同様の手続き）	—
②	—	株主総会特別決議
③	上場承認	上場廃止申請
④	—	上場廃止日（注2）
⑤	新規上場日（注1、2）	—

（注1）原則、TOKYO PRO Market 上場時の証券コードを継続使用します。

（注2）上場廃止日及び新規上場日の具体的な日程に関しては別途ご相談ください。

**Q3** : TOKYO PRO Market において、上場会社が発行する株式の一部のみを上場することはできますか。

**A3** : TOKYO PRO Market 上場会社は、新たに上場株券と同一の種類の株券を発行する場合には、全株式の上場を原則としております。

**Q4** : TOKYO PRO Market において一般投資家が例外的に買付けを行うことができる事例について教えてください。

**A4** : TOKYO PRO Market はプロ投資家を対象にした市場であるため、原則として一般投資家が買付けを行うことはできません。ただし法令により、当該上場会社の役員のうち議決権の過半数を有する者による買付けや、当該上場会社の役員等が他の役員等と共同して一定の計画に従い個別の投資判断に基づかず継続的に買付けを行う場合（いわゆる持株会）については例外的に TOKYO PRO Market での買付けが認められています。（参考：金融商品取引業等に関する内閣府令第125条の2）

**Q5** : TOKYO PRO Market において特定有価証券を上場する場合の特定証券情報及び発行者情報の記載要領について教えてください。

**A5** : TOKYO PRO Market は特例第2条第3項に定める「株券等」の定義として規定した13種類の有価証券を規則上の上場対象としています。金融商品取引法第5条1項に定める特定有価証券の上場にあたっては、特定証券情報及び発行者情報の記載上の注意（1）mに記載のとおり、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令で特定有価証券ごとに定める各様式における該当項目を、それらの記載上の注意も踏まえて記載する必要があります。例えば上場対象銘柄が内国投資証券の場合、特定証券情報及び発行者情報の記載上の注意（1）mに記載されている「ファンドの状況」、「管理及び運営」、「ファンドの経理状況」、「証券事務の概要」、「運用会社の概況」及び「その他の関係法人の概況」は、それぞれ特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令に定める第四号の三様式の第二部第1「ファンドの状況」、同第三部第3「管理及び運営」、同第三部第5「投資法人の経理状況」、同第二部第3「内国投資証券事務の概要」、同第三部第4・1「資産運用会社の概況」及び同第三部第4・2「その他の関係法人の概況」の各項目において求められる記載内容を踏まえて記載していただきます。

**Q6**：流動性プロバイダーの具体的な役割を教えてください。

**A6**：流動性プロバイダーは、規則上、「上場会社の発行する株券等の売買を円滑にするために売付け及び買付けの気配の表示等を行う取引参加者をいう」と定義しています（特例第2条（48））。

流動性プロバイダーに指定された東証の取引参加者は、当該指定を行った上場会社の発行する株券等の円滑な流通の確保に努める役割を担います。

具体的には、当該上場会社の発行する株券等に係る呼値の実行及び呼値に対当する呼値の実行を行うよう努め、また、特定投資家等からの要望を受けた口座開設や受発注等の対応を行うことが望まれます。ただし、当該上場会社の発行する株券等に恒常的な売買が発生していない場合や相場状況、値段等の取引条件、ポジション・リスク等の諸事情により、各流動性プロバイダーの判断で、呼値の実行及び呼値に対当する呼値の実行が行われないことも考えられます。

## 2 申請会社・上場会社 関連

**Q7**：特例第113条に記載された上場要件について、求められる水準はどのように定められているのでしょうか。

**A7**：特例第113条に定められる上場要件について、その水準と水準に達しているかどうかの調査確認は一義的に担当 J-Adviser に委ねられており、各 J-Adviser が持つ基準に従って総合的に上場申請の可否を判断します。担当 J-Adviser の上場適格性の調査確認にあたっては、上場後の担当 J-Adviser によるモニタリングを有効に活用するなど、申請会社の規模や成熟度に応じた指導及び判断を行うことが期待されています。

**Q8**：開示資料に使用する言語について、英語・日本語の両言語を使い分けることはできますか。

**A8**：TOKYO PRO Market は、日本だけではなくリスク資本を必要とする国内外の様々な企業の上場を想定しており、開示及び東証への提出書類については日本語だけではなく英語でも開示及び提出が可能であり、開示資料に使用する言語として、英語若しくは日本語いずれかの使用又は両者の併記も認められますが、同一開示資料内において両言語を使い分けることは出来ません。また、いったん採用した言語については比較可能性の観点から、継続して使用する必要があります。

**Q9：**特定証券情報（又は発行者情報）において運転資本（Working Capital）に関する記載が求められる理由を教えてください。

**A9：**運転資本（Working Capital）については、事業継続に必要な資金調達とその能力を有しているかを判断するため、特定証券情報（又は発行者情報）において、上場後12か月間の事業を継続するのに十分な運転資本を有している旨を投資家に対して示すことを求めています。担当 J-Adviser は、上場適格性の調査・確認の一環として、申請会社の運転資本の状況について、上記視点からの検証が求められます。

**Q10：**金融機関からの借入に伴い経営者保証が求められていますが、上場前に解消する必要がありますか。

**A10：**原則として上場前に解消することが必要です。  
未上場会社から上場会社になるにあたっては、一定の財務基盤を確保するとともに、申請会社と経営者個人との関係を明確に区分・分離し、経営の透明性を確保することなどが必要です。経営者保証が求められている場合には、申請会社のみ資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る財務状況ではなく、専ら経営者個人の信用により金融機関からの借入が実現していると考えられるため、原則として上場前に解消することが必要となります。

**Q11：**特定証券情報等に J-Adviser 契約の概要を記載する場合の開示項目を教えてください。

**A11：**TOKYO PRO Market の上場会社にとって、J-Adviser 契約は新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、その解約は当該上場会社の上場廃止にもつながるため、投資判断上も重要な契約であると考えられます。したがって、J-Adviser 契約の概要を特定証券情報等に記載することで、上場廃止の予見可能性を高めるという対応を行うことが望まれます。

具体的には、J-Adviser 契約の解約に関する事項、当該契約の解約に係る事前催告義務に関する事項、当該契約の解約につながる可能性のある要因が発生していない旨（当該要因が発生している場合は当該要因の詳細及び当該契約の解約の有無に関する担当 J-Adviser の考え方）及び当該要因が発生した場合に上場廃止につながる可能性がある旨について、特定証券情報等の「事業等のリスク」の項目に記載することが望まれます。

**Q12：**TOKYO PRO Market に上場する要件として、監査法人による監査が求められていますが、当該監査法人が上場会社監査事務所登録制度に登録されている監査法人である必要はありますか。

**A12：**TOKYO PRO Market では、規則上、日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に登録されている監査法人であることを必須の条件とはしていませんが、登録されている監査法人（準登録事務所名簿に登録されている監査事務所（日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）を含む。）による監査が望ましいと考えております。

資本市場や企業活動の国際化、企業が採用する情報技術の高度化、更には国際会計基準の導入や、会計基準・監査基準の大改訂、上場会社における粉飾決算の発生など、公認会計士監査を取り巻く環境は大きく変化しており、企業が公表する財務諸表等に対して公認会計士が独立の立場から実施する監査について、その信頼性の一層の向上が求められております。このような企業や会計・監査を取り巻く状況に鑑みると、これまで以上に組織化された監査体制が望まれ、また、主要な担当者が長期間継続して同一の会社の監査業務に従事することは独立性確保の観点から好ましいことではありません。

**Q13：** 上場申請日、上場承認日、上場日にそれぞれ必要な開示書類を教えてください。

**A13：** 上場申請日、上場承認日、上場日にそれぞれ必要となる開示書類の一覧は以下の表のとおりです。なお、上場日以前は TDnet が利用できないため、例えば、上場承認日等に任意で開示する方法としては、申請会社ウェブサイトへの掲載などが考えられます。

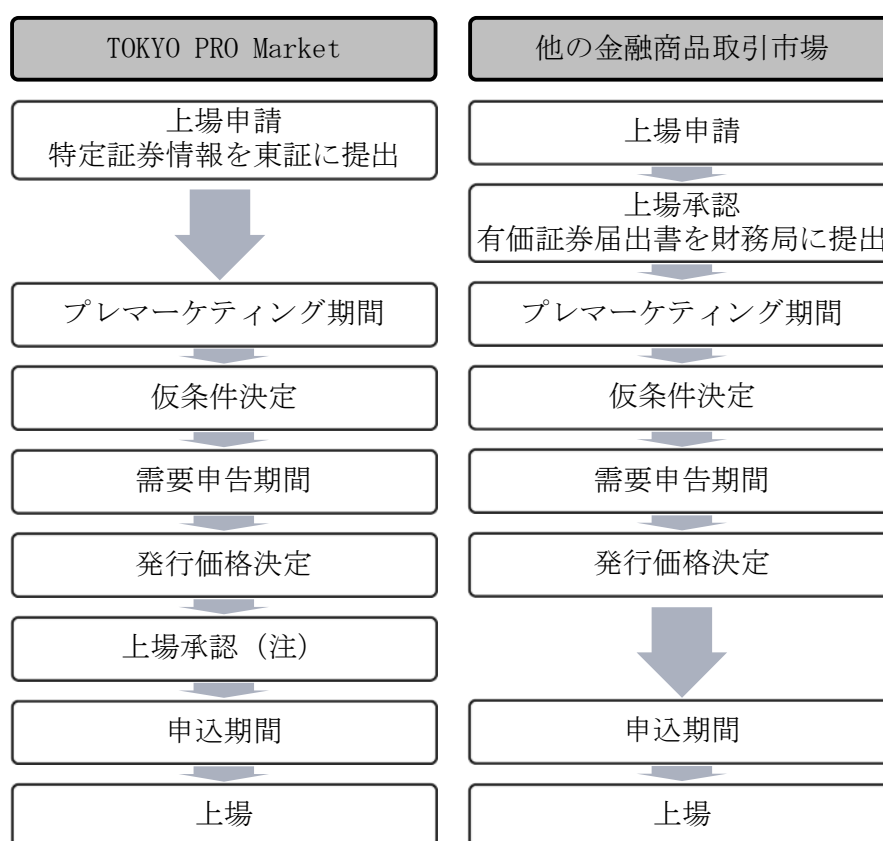
開示日	開示書類	開示方法
上場申請日	特定証券情報又は発行者情報	東証ウェブサイト 掲載 (申請会社ウェブサイト掲載)
	新規上場申請に係る宣誓書	
	コーポレート・ガバナンスに関する報告書	
	定款	
	※上場申請のお知らせ及び業績予想に係る開示は任意	
上場承認日	該当なし	— (申請会社ウェブサイト掲載)
	※上場承認のお知らせに係る開示は任意	
上場日	東京証券取引所 TOKYO PRO Market 上場に伴う当社決算情報等のお知らせ (業績予想及び決算短信)	TDnet 開示 (上場会社ウェブサイト掲載)
	流動性プロバイダーの指定のお知らせ	

**Q14：** 発行者情報等の開示書類を自社のウェブサイトで公表する場合の留意点を教えてください。

**A14：** TOKYO PRO Market では発行者情報等の開示書類を公表するにあたり、外国企業が自国の時間帯に配慮して公表を行う場合などを想定し、東証のウェブサイトへの掲載だけでなく、上場会社のウェブサイトへの掲載も選択することができます。内国会社においては、特段の事情がない限り、東証のウェブサイトへの掲載を選択することが望ましいと考えられます。なお、東証のウェブサイトへの掲載を選択された場合についても、東証のウェブサイトへの掲載後に上場会社のウェブサイトへ掲載することを妨げるものではありません。

**Q15** : TOKYO PRO Market への新規上場時にファイナンス（資金調達）を実施する場合の手続きを教えてください。

**A15** : TOKYO PRO Market への新規上場時にファイナンスを実施する場合には、上場申請日に特定証券情報を東証に提出し、公表された後に特定投資家向け取得勧誘を行います。ファイナンス価格は、プレマーケティングやブックビルディング方式に準拠したスキーム等を実施することにより決定することが考えられます。なお、J-Adviser が証券会社ではない場合には、株式の引受業務を担う証券会社を別途選定する必要があります。また、証券会社が株式の引受業務を担わず、需要動向の調査、発行（売出し）価格の算定、投資家への勧誘等（ブックランナー）のみを担う場合もあります。基本的には他の金融商品取引市場への新規上場時に行うファイナンス手続きと大きな差異はなく、概ね以下のような手続きとなります。



（注）上場申請から原則 10 営業日後に上場承認を行いますので、ファイナンス日程によって前後します。

**Q16** : ファイナンスを実施しないで上場する場合、株価算定を行う必要はありますか。

**A16** : ファイナンスを実施しないで上場する場合には、流通参考価格の算定書類を J-Adviser より受領し、当該価格が上場日の最初の板中心値段に係る参考値段とされます。なお、株価算定においては、上場会社からの独立性に留意いただくことが必要になります。

**Q17** : TOKYO PRO Market では制度上四半期開示が求められていませんが、任意に実施する場合の留意点を教えてください。

**A17** : 四半期開示を行う場合についての、記載内容、開示時期等については規則上の定めがないため、予め J-Adviser、監査法人及び東証と調整して対応する必要があります。上場後の開示方法の一例として、以下のような対応が考えられます。

【発行者情報の開示方法】

開示方法		第1四半期	中間会計期間 第2四半期	第3四半期	会計年度末
中間・事業 年度末開示	書類名	—	中間発行者情報	—	発行者情報
	様式	—	発行者情報	—	発行者情報
	監査	—	中間監査報告書	—	監査報告書
四半期開示 (任意)	書類名	第1四半期 発行者情報	第2四半期 発行者情報	第3四半期 発行者情報	発行者情報
	様式	発行者情報（注1）	同左	同左	同左
	監査	四半期レビュー 報告書（注2）	同左	同左（注2）	監査報告書

（注1） 発行者情報の様式は、東証が適当と認める様式を用いることも可能です。具体的な様式については別途ご相談ください。

（注2） 第1四半期及び第3四半期会計期間に係る四半期レビュー報告書の取扱いについては、別途ご相談ください。

**Q18** : TOKYO PRO Market における決算情報の開示期限の定めを教えてください。

**A18** : 規則上、年度決算又は中間決算の内容が定まった場合は、直ちにその内容を開示しなければならないと定められています。具体的な期限について特に規則上明記していませんが、上場会社の決算情報は、投資者の投資判断に影響を与える基本的な会社情報の一つであることから、遅くとも2か月以内の開示が求められると共に、内国会社においては東証の他市場に合わせて45日以内での開示が望まれます。

**Q19：**TOKYO PRO Market では業績予想の開示が求められますか。

**A19：**業績予想の開示を行うかどうかは会社の任意判断とし、規則上業績予想の開示については必須とはしていません。しかしながら、業績予想の積極的な開示は、上場会社と投資者との間の重要な情報格差を解消し、投資者との充実した対話を通じて証券市場における公正かつ円滑な価格形成を確保する観点から、それぞれの実情に応じて積極的に取り組むよう要請しています。なお、具体的な業績予想の開示方法については、実務上、事業年度の決算発表に際して、翌事業年度における「売上高」、「営業利益」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」の予想値を開示する形式がかねてより広く採用されていますが、開示方法はこれに限定されるものではありません。上場会社の個別の事情に応じ、開示対象の項目や開示対象の期間、レンジなどの開示形式の選択に加え、主要な経営指標の予想値や将来見通しに係る記述的な説明などを記載する自由記載形式も選択できます。

なお、業績予想を開示すると、予想数値が一定以上変動した場合、適時開示の対象となることに留意する必要があります。

**Q20：**規則上の「非上場逆さ合併」とはどのようなものですか。また、上場会社が非上場逆さ合併を行う際に、どのような手続きが必要となりますか。

**A20：**「非上場逆さ合併」とは、英語でいうところの「Reverse Take Over」、現行の東証の規則（有価証券上場規程）でいう「不適当な合併等」のことです。

非上場逆さ合併への該当については、現行の東証の規則における「不適当な合併等」に係る実質的存続性審査に準じて判断されます。上場会社が非上場会社との間で合併等を行う際は、当該上場会社が実質的な存続会社となるか否かを J-Adviser が確認するとともに、現行の東証の規則における実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には東証に事前相談（※）をしていただきます。当該上場会社が実質的な存続会社でなくなると認められた場合、当該上場会社に対し、改めて J-Adviser による上場適格性要件の調査・確認が必要となります。J-Adviser によって上場適格性要件の調査・確認が行われた後、当該上場会社は、非上場逆さ合併の相手方となる会社に係る財務書類及びこれに対する監査報告書等を添付した「有価証券継続上場申請書」を遅くとも合併等の効力発生日の1か月前までに東証に提出し、東証が当該申請に関する承認を行うまでに、非上場逆さ合併を行うことについての株主総会の普通決議を得ることが求められます。

（※）行為の決定・適時開示を行う2週間前までに必要な資料を作成のうえ、事前相談ください。なお、事前相談は面談のほか、電話やメールでも受け付けております。

**Q21：**J-Adviser が J-Adviser 契約を解除する要件として、例えばどのような事例が考えられますか。

**A21：**J-Adviser は原則として、上場の意向表明までに、上場を予定する会社とにおいて J-Adviser 契約を締結している必要があります。上場会社は上場する限りにおいて、常に1社の J-Adviser と J-Adviser 契約を締結していることが求められています。何らかの理由において当該契約が解消されるに至る場合においては、上場維持のために



は他の J-Adviser と新たな J-Adviser 契約を締結しない限り、上場廃止とされます。このように J-Adviser 契約は TOKYO PRO Market の上場制度において極めて重要な役割を担うものであり、J-Adviser が J-Adviser 契約を一方的に解除できる要件については、上場会社にとって上場維持を左右する要素とされます。J-Adviser 契約自体は J-Adviser が任意で策定するものではありませんが、いわゆる上場廃止の要件である、債務超過などの状況が確認される場合においては、J-Adviser は一方的に J-Adviser 契約を解消することができるように規定しています。

**Q22：**上場会社が担当 J-Adviser を失った場合、当該上場会社は新たな J-Adviser を見つける必要がありますか。

**A22：**上場会社は、上場を維持する限りにおいて、常に 1 社の J-Adviser と J-Adviser 契約を締結していることが制度上必要とされます。何らかの理由において、現在の担当 J-Adviser との契約を解消する場合、又は現在の担当 J-Adviser が J-Adviser 資格の取消しを受けた場合若しくは J-Adviser 資格を喪失した場合においては、新たな他の J-Adviser と新たな J-Adviser 契約を締結する必要が生じます。

**Q23：**テクニカル上場を行う場合のスケジュールや手続きを教えてください。

**A23：**上場会社が株式移転等によりテクニカル上場をしようとする場合には、規定等に基づき東証（自主規制法人）へのテクニカル上場申請に係る手続きを行うことが必要になります。

また、完全子会社又は消滅会社となる会社の上場廃止申請に係る手続きも行う必要があります。テクニカル上場申請を伴う上場廃止申請を行う場合には、上場廃止に係る株主総会の特別決議は不要で、上場廃止決定後の整理銘柄指定はされません。

以下は、株式移転等に係る適時開示の事前相談からテクニカル上場に至るまでの手続きの概要とスケジュールの一例となります。上場日までの様々な手続き等に不備があった場合には、テクニカル上場を当初の計画どおり円滑にできなくなる可能性がありますので、上場日の 4 か月前までに東証（自主規制法人）に J-Adviser を通じて事前相談いただき、手続きの確認や審査書類のドラフトの準備を慎重に進めてください。

【3 月期決算の上場当事会社が 10 月 1 日を株式移転等の効力発生日として同日にテクニカル上場を行う場合の手続きの概要とスケジュール例】

手続きの概要	スケジュール例
(1) 意向表明日まで	
・株式移転等に係る事前相談	株式移転等に係る決議日の 10 日前まで
・株式移転等に係る適時開示	株式移転等に係る決議日
・テクニカル上場に係る事前相談	5 月末まで
・(定時) 株主総会承認決議	6 月末まで
(2) 意向表明日	
・上場申請日に提出を要する書類（ドラフト版）の提出	上場申請日の 1 か月前

(3) 意向表明日から上場申請日まで	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・テクニカル上場に係る審査への対応</li> <li>・意向表明期間中に提出を要する書類※の提出</li> <li>・業績予想等に係る適時開示</li> </ul>	意向表明期間中 意向表明期間中 意向表明日以降速やかに
(4) 上場申請日	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・テクニカル上場の申請、申請書類の公表</li> </ul>	上場承認日の 10 営業日前
(5) 上場承認日	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・テクニカル上場承認</li> <li>・上場廃止の申請、上場廃止決定の公表</li> </ul>	上場廃止の 20 営業日前 上場廃止の 20 営業日前
(6) 上場承認日から上場日まで	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・上場日前日までに提出を要する書類※の提出</li> <li>・上場廃止日</li> </ul>	9 月中 株式移転等効力発生日の 2 営業日前
(7) 上場日	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・上場後速やかに提出を要する書類※の提出</li> <li>・業績予想等に係る適時開示</li> </ul>	10 月 1 日 10 月 1 日
(8) 上場日以降	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・上場後速やかに提出を要する書類※の提出</li> <li>・完全子会社又は消滅会社の決算発表</li> <li>・新規上場料の支払い</li> </ul>	10 月 1 日以降 11 月末まで 11 月末まで

※提出書類については Q24 及び「C 参考資料 上場後の提出書類一覧（内国株）」をご覧ください。

なお、TOKYO PRO Market におけるテクニカル上場に係る手続きに関しては提出書類等の一部を除き、東証の他の市場の取り扱いに準じていますので、「テクニカル上場の手引き」の「2. テクニカル上場の手続きの流れ」もご覧ください。

<https://www.jpx.co.jp/regulation/public/nlsgeu000001igbj-att/6-01technical.pdf>

**Q24**：テクニカル上場を行う場合に提出する発行者情報に記載すべき内容を教えてください。

**A24**：別記第 4 号様式の記載上の注意（1）j に基づき、発行者の連結財務諸表等に加えて、株式移転の他の当事者の連結財務諸表等を記載してください。また、開示府令第 8 条第 1 項第 3 号に規定する「第 2 号の 6 様式」の「第二部【組織再編成（公開買い付け）に関する情報】」の記載要領に基づき組織再編に関する事項を記載してください（統合財務情報に記載すべき事業年度は発行者情報に準じ最近 3 連結会計年度で結構です）。

### 3 J-Adviser 関連

**Q25:** 海外事業者が J-Adviser になることはできますか。

**A25:** 海外事業者であっても、規則に定める J-Adviser に係る認証要件を充足すれば、J-Adviser になることは可能です。海外事業者の場合、東証と J-Adviser の連携をよりスムーズに図るうえでも、日本に連絡窓口（事務所）を有することが望まれます。

**Q26:** コーポレート・ファイナンス助言業務に該当する具体的な業務内容を教えてください。

**A26:** J-Adviser 資格の取得、さらには J-Adviser 内における J-QS 認定を取得するための要件として、コーポレート・ファイナンス助言業務に関する経験を求めています。コーポレート・ファイナンス助言業務とは、資本市場における資金調達（新規上場、追加上場及び M&A を含む）の助言及び審査業務、公開支援業務をはじめ、上場会社支援関連業務、適時開示に係る業務など、担当会社に対する調査・確認業務や助言・指導に必要な専門性の高い業務をいいます。

**Q27:** J-QS の実務経験は、J-Adviser の会社内だけでなく、他社での経験も通算することは可能ですか。

**A27:** 可能です。他社での経験を通算の上、申請日から遡って5年間において、コーポレート・ファイナンス助言業務に関する経験を通算して3年以上有していることが必要です。

**Q28:** J-Adviser 業務は、その全てを J-QS のみで実施する必要があるのでしょうか。

**A28:** 東証の認定を受けた J-QS を補助するために、補助業務者を配置することは可能ですが、J-QS が補助業務者に対して適切な指示及び監督を行うことが必要となります。また、上場適格性要件への適合性の判断や担当上場会社が義務を履行しているかどうかの判断等をする場面においては、補助業務者のみではなく3名以上の J-QS による協議を行う等、組織的に J-Adviser 業務を実施することが必要です。なお、J-Adviser 業務を行うにあたっては、担当会社に対して質の高いサービスを提供し、また指導力を発揮するために、十分な経験と高い知見を有する J-QS を3名以上確保する必要があるほか、担当する会社数に応じた体制の確保が必要です。

**Q29:** 担当上場会社が J-Adviser の助言・指導に従わないことに起因して発生した事象に対して、取引所が J-Adviser に対して調査を実施し、処分を課すことはありますか。

**A29:** 上場会社としての義務とその履行責任は当然ながら上場会社自身にあり、J-Adviser は上場会社の義務の履行に対して助言・指導を行うことが求められています。したがって、担当上場会社が J-Adviser の助言・指導に従わないことによって発生した事象については、当該上場会社に対する処分を検討することとなりますが、J-Adviser に対し

でも東証の規則に基づき担当上場会社に対して適切な助言・指導などの対応を行っていたか、調査を実施することがあります。

**Q30**：担当上場会社との J-Adviser 契約を解約し、担当上場会社の担当 J-Adviser が交代する場合の手続きについて教えてください。

**A30**：担当上場会社との間で締結している J-Adviser 契約を解約する場合には、特例第 324 条第 4 項に定める東証への事前通知が必要となります。担当 J-Adviser の交代が見込まれる場合は、担当上場会社との契約を解約する 1 か月以上前に東証にご連絡ください。その後の手続きは概ね以下のとおりです。

①	退任予定の担当 J-Adviser から担当上場会社への契約解除に関する事前催告
②	担当上場会社による担当 J-Adviser の異動に関する適時開示
③	退任予定の J-Adviser と就任予定の J-Adviser との引継ぎ
④	就任予定の J-Adviser による担当予定上場会社の上場適格性要件の維持義務等に関する調査・確認の終了後、就任予定の J-Adviser から東証への事前通知（特例第 322 条）
⑤	就任予定の J-Adviser と担当予定上場会社との間で J-Adviser 契約を締結
⑥	新たに就任した J-Adviser から「上場適格性に関する宣誓書」及び「上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目」を東証へ提出（流動性プロバイダーの交代が伴う場合には別途定める書類の提出が必要となります）

**Q31**：J-Adviser に対する実地調査の対象はどのようなものですか。

**A31**：J-Adviser に対する実地調査の目的は、J-Adviser が東証の規則に従って業務を行っているかを評価することにありますので、上場申請前における担当上場会社の上場適格性に関する調査・確認業務のプロセス、その他 J-Adviser としての義務の履行状況等、J-Adviser としての業務全てが実地調査の対象とされます。実地調査においては、J-Adviser の業務体制にはじまり、業務執行の状況、業務上の記録などを確認することになります。

**Q32 :** 新規上場申請者が反社会的勢力との関係を有しないことについて TOKYO PRO Market で求められる調査範囲は東証他市場と同一の考え方でしょうか。

**A32 :** 東証他市場と同一の考え方によります。ただし、TOKYO PRO Market における仕組みにおいて、J-Adviser が上場適格性の調査・確認の過程において適切と考える範囲において調査を実施することになります。

**Q33 :** 上場後における担当上場会社のモニタリングについて、担当 J-Adviser としてどのような調査・確認を行うことが求められますか。

**A33 :** J-Adviser には、担当上場会社が特例ならびに担当 J-Adviser と締結した J-Adviser 契約に定められた事項を遵守して会社運営がなされているかどうかについて、担当 J-QS が中心となってモニタリングを行うことを求めています。モニタリングにあたっては、担当上場会社から適時に重要な会社情報等を得られる仕組みを構築するだけでなく、定期的に担当上場会社を訪問し、役職員と面談することにより情報の把握に努めることや担当上場会社の監査法人、取引先等の関係者からも積極的に情報収集に努めることが望まれます。

**Q34 :** 担当上場会社のアナリストレポートが発行されていない場合、J-Adviser としてどのようなサポートを行うことが求められますか。

**A34 :** TOKYO PRO Market 上場会社は自社に係るアナリストレポートが定期的に発行されるように努めることが求められており、J-Adviser は担当上場会社に係るアナリストレポートが広く発行されるようサポートすることが求められます。担当上場会社のアナリストレポートが発行されない場合においても、上場会社による IR（インベスター・リレーションズ）活動の支援を積極的に実施するなど、マーケットに対する情報の発信が損なわれないように担当上場会社を支援することが求められます。

**Q35** : J-Adviser が財務状況をウェブサイトで公表する場合の留意点を教えてください。

**A35** : TOKYO PRO Market 上場会社は、上場を維持する限りにおいて、常に1社のJ-Adviser と特例第313条に規定するJ-Adviser 契約を締結していることが制度上必要とされています。そのようなことから、J-Adviser は TOKYO PRO Market の上場会社の上場維持に対して重要な役割を担っています。

そのため、当該 J-Adviser の財務状況は、投資者及び担当上場会社にとって有用な情報であると考えられますので、以下の J-Adviser 各社の属性に応じて財務状況をウェブサイトで公表することが制度上必要とされています。なお、J-Adviser が親会社（J-Adviser が当該親会社の子会社であり、連結財務諸表を作成している場合に限る）を有している場合には、当該親会社の連結財務諸表の公表をもって代替することが可能です。

**【J-Adviser が東証上場会社に該当する場合】**

金融商品取引法に基づく有価証券報告書を、E D I N E T 又は自社のウェブサイトに掲載することが考えられます。

**【J-Adviser が証券会社（金融商品取引業者）に該当する場合】**

金融商品取引法に基づく業務及び財産の状況に関する説明書類を、自社のウェブサイトに掲載することが考えられます。

**【J-Adviser が上記以外の場合】**

会社法に基づくいわゆる決算公告（電子公告）を行う貸借対照表を、自社のウェブサイトに掲載することが考えられます。なお、貸借対照表と併せて損益計算書を掲載することが望まれます。

(※) J-Adviser が海外事業者である場合の公表方法については別途ご相談ください。